



金沢市公報

号外第5号の2

平成17年(2005年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	条例	課	ページ
●条 例			(保健推進課)	23
○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場)	1	○乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	24
○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (公設花き地方卸売市場)	9	○金沢市墓地条例の一部を改正する条例 ()		25
○金沢市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例 (市民参画課)	14	○金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)		26
○金沢市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 ()	15	○金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 (総務課)		26
○金沢市立保育所条例の一部を改正する条例 (こども福祉課)	15	○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)		27
○老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	16	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)		27
○金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	17	○金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 ()		31
○金沢市福祉保健センター条例の一部を改正する条例 (駅西福祉保健センター)	17	○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)		31
○金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	18	○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)		39
○金沢市結核診査協議会条例の一部を改正する				

条 例

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第26号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 売買取引及び決済の方法(第35条—第64条)」を「第3章 売買取引及び決済の方法(第35条—第64条)に、第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理(第64条の2)」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に改め、「金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会」の次に「及び市場取引委員会」を加え、「第7章」を「第8章」に改める。

第23条の見出し中「合併」の次に「及び分割」を加え、同条第2項中「除く。）」の次

に「又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の次に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の次に「又は分割により当該業務を承継した法人」を加え、同条第4項後段中「設立される法人」の次に「若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」を加える。

第39条を次のように改める。

（卸売業者の業務の規制）

第39条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において、法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書により、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、第80条の2に規定する市場取引委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、市場取引委員会は、意見を述べようとするときは、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

第41条第1項を次のように改める。

卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場におい

て卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。) に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

- (3) 卸売業者が、農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。)をいう。以下同じ。)及び食品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(1月以上1年未満のものに限る。)が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第41条第2項中「前項ただし書の」を「前項第1号の規定による」に改め、同条第3項中「第1項ただし書の」を「第1項第1号の規定による」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 第1項第2号イの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に同号の契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場の名称及び卸売業者の名称
- (3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

- 4 第39条第3項の規定は、市長が第1項第2号イの承認をする場合について準用する。

- 5 第1項第3号イの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に同号の契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 国内産の農林水産物を利用した新商品の内容
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

第41条に次の1項を加える。

- 7 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る生鮮食料品等の品目の卸売の数量を、翌月10日までに市長に届け出なければならない。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第43条第1項中「当該」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により規則で定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市長が、あらかじめ第80条の2に規定する市場取引委員会の意見を聴いて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

第43条に次の2項を加える。

- 7 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目
- (3) 取引方法
- (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限
- (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- (6) 実施期間
- (7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称
- (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- (9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

- 8 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

- (1) 当該取引に参加する機会が市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。
- (2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。
 - ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項
 - イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項
- (3) 当該取引に係る物品の引渡方法が定められることが確実であること。
- (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

第44条の次に次の1条を加える。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第44条の2 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

第48条第1項中「卸売業者は、受託物品」の次に「(第43条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。))を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 卸売業者又は委託者から電子商取引に係る受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該電子商取引に係る受託物品の検収を行うよう委託を受けた者は、当該電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、当該電子商取引に係る受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

第49条の見出し中「卸売物品の買受人」を「卸売をした物品の相手方」に改め、同条第1項中「(以下「買受人」という。))」を削り、同条第2項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改め、同条第3項及び第4項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第50条第1項及び第2項を次のように改める。

仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。

(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、第41条第1項第2号イの市長の承認を受けていること。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した

新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第50条第3項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第4項中「第2項」を「第2項第1号」に、「当該物品」を「その生鮮食料品等」に改め、同条第5項中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同条に次の2項を加える。

6 第2項第3号イの承認を受けようとする仲卸業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に同号の契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- (8) 当該買入れをしなければならない理由

7 第2項第2号又は第3号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に届け出なければならない。

第51条を次のように改める。

第51条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書により、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 第39条第3項の規定は、市長が第1項の承認をしようとする場合について準用する。

第54条第1項及び第2項を次のように改める。

卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、それぞれの品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
 - (3) 第41条第1項第1号ア及びウ、同項第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品
 - (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、それぞれの品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。
- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
 - (3) 第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品
 - (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

第55条を次のように改める。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、それぞれの主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
 - (3) 第41条第1項第1号ア及びウ、同項第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品
 - (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、それぞれの主要な品目の卸売の数量及びその主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。
- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
 - (3) 第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品
 - (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

第56条第1項中「その日の卸売のための販売開始時刻までに、次に掲げる物品について」を「速やかに」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項」を「主要な品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」に改め、同項後段及び各号を削る。

第62条第1項中「買受人は」を「仲卸業者及び売買参加者は」に、「買受人と」を「仲卸業者又は売買参加者と」に改め、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。その届出の内容を変更しようとする

る場合も、同様とする。

第62条第4項を削る。

第64条第1項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第7章を第8章とする。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会及び市場取引委員会

第76条中「及び第13条の2第1項」を削る。

第77条第2号中「第9条第2項第3号から第6号まで」を「第9条第2項第3号、第4号、第6号及び第7号」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第78条の見出しを「(協議会の組織等)」に改める。

第79条の見出しを「(専門部会)」に改め、同条第1項中「第77条第2号及び第3号に掲げる事項を」を「必要な事項を専門的に」に、「市場取引部会」を「専門部会」に改める。

第80条の次に次の3条を加える。

(市場取引委員会)

第80条の2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、取扱品目の部類ごとに市場取引委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第80条の3 委員会は、この条例に規定する事項について市長の求めに応じ意見を述べるほか、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関し必要な事項について市長に意見を述べるができる。

(委員会の組織等)

第80条の4 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから、市長が委嘱する。

3 第78条第3項から第6項までの規定は、委員会について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「協議会」とあるのは、「委員会」とする。

第81条中「部会の」を「部会並びに委員会の組織及び」に改める。

第6章を第7章とする。

第74条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 市長は、仲卸業者の財産の状況が規則で定める場合のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第74条第1項中「市長は」の次に「、前項に定める場合を除くほか」を加え、「若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずる」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、第62条第3項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当するときは、支払猶予の特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

第5章を第6章とする。

第71条第2項中「別表第6」を「別表第3」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理

第64条の2 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

(1) 施設の取扱品目

(2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項

(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の卸売の業務に係る施設に関係する事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

別表第3から別表第5までを削る。

別表第6 仲卸業者市場使用料の項中「第50条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその」を「第50条第2項ただし書の規定に基づき」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第27号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 売買取引及び決済の方法（第35条—第64条）」を「第3章 売買取引及び決済の方法（第35条—第64条）」を第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理（第64条の2）」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第23条の見出し中「合併」の次に「及び分割」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の次に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の次に「又は分割により当該業務を承継した法人」を加え、同条第4項後段中「設立される法人」の次に「若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」を

加える。

第39条を次のように改める。

第39条 削除

第41条第1項を次のように改める。

卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場において当該他の卸売市場の卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) その他市長が特にやむを得ないと認めた場合

第41条第2項中「前項ただし書の」を「前項第1号の規定による」に改め、同条第3項中「第1項ただし書の」を「第1項第1号の規定による」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号イの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に同号の契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場の名称及び卸売業者の名称

(3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称

(4) その他市長が必要があると認める事項

第41条に次の1項を加える。

5 第1項第2号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る物品の品目の卸売の数量を、翌月20日までに市長に届け出なければならない。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第43条第1項中「当該」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用す

る取引方法により規則で定める物品の卸売をしようとする場合であって、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めたとき。

第43条に次の2項を加える。

7 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 当該取引の対象となる物品の品目
- (3) 取引方法
- (4) その他市長が必要があると認める事項

8 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

- (1) 当該取引に参加する機会が市場の仲卸業者及び買受人に与えられること。
- (2) 当該取引に係る情報として、当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項が提供されることが確実であること。
- (3) 当該取引に係る物品の引渡方法が定められることが確実であること。
- (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。
- (5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

第48条第1項中「卸売業者は、受託物品」の次に「(第43条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 卸売業者又は委託者から電子商取引に係る受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該電子商取引に係る受託物品の検収を行うよう委託を受けた者は、当該電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、当該電子商取引に係る受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

第50条第1項及び第2項を次のように改める。

仲卸業者は、市場内においては、市場の取扱品目の物品について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、市場の取扱品目の物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市場の取扱品目の物品であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

- (1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。

(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする物品を買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、第41条第1項第2号イの市長の承認を受けていること。

(3) その他市長が特にやむを得ないと認めた場合

第50条第3項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第4項中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同条第5項中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第2項第2号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた物品の品目の販売の数量を、翌月20日までに市長に届け出なければならない。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

第54条第1項各号を次のように改める。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第41条第1項第1号ア、同項第2号及び第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品
- (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

第54条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、それぞれの品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品
- (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

第55条第1項各号を次のように改める。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第41条第1項第1号ア、同項第2号及び第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品
- (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

第55条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次

に掲げる物品について、それぞれの主要な品目の卸売の数量及びその主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品
- (4) 第43条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

第56条第1項中「その日の卸売のための販売開始時刻までに、次に掲げる物品について」を「速やかに」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項」を「主要な品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」に改め、同項後段及び各号を削る。

第60条を次のように改める。

第60条 削除

第62条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。その届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

第62条第4項を削る。

第7章を第8章とする。

第77条第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

第6章を第7章とする。

第74条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「市長は」の次に「、前項に定める場合を除くほか」を加え、「若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずる」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、第62条第3項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当するときは、支払猶予の特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
- (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

第5章を第6章とする。

第71条第2項中「別表第6」を「別表第3」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理

第64条の2 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (2) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により定める物品の品質